

「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金交付要綱

滋賀県教育委員会

(通則)

第1条 「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町が障害者の権利に関する条約を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築を推進するために必要な経費の一部を補助することにより、特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を市町（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費および補助金の額は別記のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に通知する期日までに、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合に

は、県の契約および支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、交付の決定後、災害その他の事情により補助事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、承認するときは、補助事業者に変更交付決定通知書(様式第4)を送付するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第6)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告および調査)

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の状況に関する状況報告書(様式第7)の提出を求め、またはその状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了もしくは廃止の承認があった日から20日を経過した日または補助金の交付の決定をした会計年度末のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8)を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書その他の書類の審査および必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、様式第10により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない

場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.75%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、第9条に規定する補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合、および次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が交付規則もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、知事は補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の(1)～(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.75%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(標準事務処理期間)

第16条 標準処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 第8条第2項の規定による補助金の変更交付決定は、申請があった日から起算して20日以内に行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助事業の収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収

支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止または廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする調書（様式第11）を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第8条の規定に基づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく中止（廃止）の申請、第12条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

2 補助事業に係る補助対象経費および補助金の額は別記のとおりとする。

事業名	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
「地域で学ぶ」支援体制強化事業（合理的配慮コーディネーター配置事業）	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、特別支援学級1学級に2名以上在籍し、かつ当該特別支援学級に児童生徒が4名以上在籍する公立の小・中・義務教育学校において、特別な支援が必要な児童生徒の教育の充実を図る事業で、事業の実施要領に定めるところによる。	① 人件費 会計年度任用職員の給与(アルバイト賃金含む)等 ② 旅費（通勤費） ③ 旅費（校外学習等） ④ 保険料（社会保険料等） 報酬または賃金に係る社会保険料で、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の法令の規定に基づいて、市町が負担するもの	補助対象経費の1/3以内とする。
「地域で学ぶ」支援体制強化事業（医療的ケアのための看護師配置事業）	公立の小・中・義務教育学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒の医療的ケアの実施のため、看護師を活用し、学校において教育の充実を図る事業で、事業の実施要領に定めるところによる。	① 人件費 会計年度任用職員の給与(アルバイト賃金含む)等 ② 旅費（通勤費） ③ 旅費（校外学習等） ④ 保険料（社会保険料等） 報酬または賃金に係る社会保険料で、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の法令の規定に基づいて市町が負担するもの ⑤ 委託費 業務の全てを直接執行することが困難な場合、看護師配置の一部を委託する場合	補助対象経費の1/3以内とする。

※ 算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ 原則として、「地域で学ぶ」支援体制強化事業(医療的ケアのための看護師配置事業)については、文部科学省が実施する教育支援体制整備事業費補助金の補助対象となる事業を対象とする。

「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金 (合理的配慮コーディネーター配置事業) 実施要領

令和4年(2022年)4月1日
滋賀県教育委員会

「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業趣旨

可能な限り障害のある子どもとない子どもが共に学びあうことができる「インクルーシブ教育システムの構築」に向けた取組が急務となっていることを踏まえ、滋賀ならではのインクルーシブ教育システムの構築を進めるため、公立の小・中・義務教育学校への支援体制を強化し、もって障害のある子どもの社会的自立を図るとともに、障害のない子どもの、多様性を受け入れる価値観の醸成をめざす。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県内の市町(教育委員会)とする。

3 実施期間

事業開始日から補助金の交付の決定をした会計年度末までとする。

4 事業内容

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、特別支援学級1学級に2名以上在籍し、かつ当該特別支援学級に児童生徒が4名以上在籍する小・中・義務教育学校(以下、「モデル校」という。)に市町が配置する合理的配慮コーディネーターにかかる経費の一部を補助する。

5 補助対象とする合理的配慮コーディネーター

- ① 合理的配慮コーディネーターは、モデル校における障害のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する指導・支援を行う職員で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度職員とする。
- ② 合理的配慮コーディネーターは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教員免許を有する者で、障害のある児童生徒の合理的配慮の提供に関する指導・支援に必要な知識および意欲のある者とする。

6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

7 補助対象経費

(1) 補助対象経費の取り扱い

本事業に係る補助対象経費については、「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金交付要綱第3条第2項別記（合理的配慮コーディネーター配置事業）に掲げるものとし、取扱いに際しては、市町が持つ他の事業経費と区別して取り扱うこととすること。

(2) 補助対象経費の上限額

本事業に係る補助対象経費の上限は、合理的配慮コーディネーター1人あたり240万円とする。

(3) 補助対象人数

本事業に係る補助対象人数は、モデル校1校につき1人とする。

8 その他

本事業を行うにあたっては、次のことに努めること。

- ① 市町教育委員会は、本事業とその他のインクルーシブ教育システム推進事業との連携に努め、県教育委員会と連携・協力し、モデル校の対象児童生徒の状況等を勘案しつつ、よりよい事業が展開されるよう、実施校に対し助言を行うこと。

また、モデル校の取組を踏まえ、所管する他の小・中・義務教育学校へのインクルーシブ教育の展開を検討すること。

- ② モデル校は、学校全体のインクルーシブ教育を推進するための体制づくりや、障害のある子どもが地域の学校で学ぶために必要な基礎的環境整備や合理的配慮のあり方を検討すること。

「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金 (医療的ケアのための看護師配置事業) 実施要領

令和4年(2022年)4月1日
滋賀県教育委員会

「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金(医療的ケアのための看護師配置事業) 交付要綱第19条の規定に基づき、事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業趣旨

可能な限り障害のある子どもとない子どもが共に学びあうことができる「インクルーシブ教育システムの構築」に向けた取組が急務となっていることを踏まえ、滋賀ならではのインクルーシブ教育システムの構築を進めるため、公立の小・中・義務教育学校への支援体制を強化し、もって障害のある子どもの社会的自立を図るとともに、障害のない子どもの、多様性を受け入れる価値観の醸成をめざす。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県内の市町(教育委員会)とする。

3 実施期間

事業開始日から補助金の交付の決定をした会計年度末までとする。

4 事業内容

日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校(以下、「モデル校」という。)に市町が配置する医療的ケアを実施する看護師にかかる経費の一部を補助する。

5 補助対象とする看護師

- ① 看護師は、実施校における医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する医療的ケアを行う職員で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度職員とする。
- ② 看護師は、保健師助産師看護師法(昭和22年法律第203号)に基づく看護師免許を有する者で、病院・診療所等において臨床経験を有するものまたはこれに準ずる経験を有する者とする。

6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

7 補助対象経費

(1) 補助対象経費の取り扱い

本事業に係る補助対象経費については、「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金交付要綱第3条第2項別記（医療的ケアのための看護師配置事業）に掲げるものとし、取り扱いに際しては、市町が持つ他の事業経費と区別して取り扱うこととすること。

(2) 補助対象経費の上限額

本事業に係る補助対象経費の上限は、看護師1人あたり210万円とする。

(3) 補助対象人数

本事業に係る補助対象人数は、モデル校1校につき1人とする。

（ただし、看護師1人を複数校に配置することも可とする。）

8 その他

本事業を行うにあたっては、次のことに努めること。

- ① 市町教育委員会は、本事業とその他のインクルーシブ教育システム推進事業との連携に努め、県教育委員会と連携・協力し、モデル校の対象児童生徒の状況等を勘案しつつ、よりよい事業が展開されるよう、モデル校に対し助言を行うこと。

また、モデル校の取組を踏まえ、所管する他の小・中・義務教育学校へのインクルーシブ教育の展開を検討すること。

- ② モデル校は、学校全体のインクルーシブ教育を推進するための体制づくりや、障害のある子どもが地域の学校で学ぶために必要な基礎的環境整備や合理的配慮のあり方を検討すること。